

産業構造審議会知的財産政策部会
意匠制度小委員長 大淵 哲也 殿

平成24年11月15日

日本弁理士会
会長 奥山 尚一



意見書

－ハーグ協定ジュネーブアクトにおける自己指定について－

標題の件につきまして、当会の意見を次の通り提出いたします。ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 当会の意見

ハーグ協定ジュネーブアクト(以下「協定」)への加盟は、賛成である。しかしながら、協定上適用の禁止宣言が可能である自己指定の規定は、ユーザーの協定に関する理解度及び習熟度などを見計らいつつ、導入時期を引き続き検討する必要があると考える。よって、近々予定されている協定加盟に際しては、自己指定の禁止宣言を行うべきである。

2 理由

- (1) 我が国の意匠審査に慣れ親しんだユーザーにとり、日本意匠法との基本的な相違点が多々存在する協定の内容の理解及び習熟には、ある程度の期間が必要である。そして、アンケートにおいても、協定加盟を望む声は多いものの、自己指定を望む回答は決して多くはない。
- (2) 協定の内容を理解しないまま安易に自己指定を利用した場合、ユーザーは日本の制度とは異なる協定特有の内容及び効果に遭遇し、不利益を被ることが懸念される。具体的には、以下の通り。

ア すべての出願は、国際登録日から6ヶ月後、指定国における保護が成立する前に強制的に公開(国際公開)される(条約10(3)、共通規則17(1)(iii))。

従って、国際公開が我が国における登録に先行するため、秘密意匠を請求することができない。

[参考]日本特許庁に対する直接出願は、意匠権の設定登録がされた場合に限り、意匠の内容が公開される(意匠法20条3項)。

なお、この国際公開は、指定国の法令が認めている場合、出願人の請求により公開時期を繰り延べる(遅らせる)ことができるが、指定国が認める繰り延べ期間が国により異なる場合は、国際公開は最も短い繰り延べ期間の終了後に行なわれる(条約11(1)(a)、(2)(ii))。また、指定国に繰り延べを認めない加盟国を含む場合は、繰り延べ制度を実質上利用することができない。

[参考]シンガポール・ウクライナ:繰り延べ認めない。デンマーク:6ヶ月、エストニア:12ヶ月

イ 指定官庁(日本特許庁)は、登録の拒絶通報において、その拒絶の根拠となるすべての理由、例えば新規性が無いことの根拠となる先行公知意匠や先行登録意匠の内容を記述する必要がある。そして、国際事務局は、その内容を国際登録簿に記録する必要がある。また、拒絶根拠を記載した国際登録簿は、閲覧可能である(条約12(2)(a)(b)、共通規則18(2)(b)、(5))。

従って、指定官庁(日本特許庁)での否定的結果及びその原因が、国際登録簿を閲覧することにより公けとなってしまうという不利益が生ずる。

[参考]日本特許庁の直接出願は、拒絶理由はもちろんのこと、拒絶確定の事実も登録原簿に登録(記載)されない(意匠法61条1項)。

- (3) 1999年の外交会議において、日本政府の求めにより盛り込まれた自己指定の禁止宣言を日本が宣言しないのは国際的信用を失うのではないか。
- (4) マドリッド条約プロトコルの加盟の際は、商品等の国際分類に関する二ス協定の加盟(1990年2月20日)、商標法条約の加盟(1997年4月1日)を経てマドリッド条約プロトコル加盟(2000年3月14日)という段階を踏み、ユーザーの習熟時間を設けた後、加盟した経緯があることに鑑みれば、自己指定の導入は早過ぎるのではないか。

以上